

町会連合会長様へのお知らせ

金 マ 組 第 107 号
令和 6 年 8 月 23 日
(2024 年)

各校下(地区)町会連合会会長 様

金沢マラソン組織委員会
会長 村山 卓
(公印省略)

「金沢マラソン 2024」開催に伴う交通規制図 全戸配布のお願い

日頃より金沢マラソンの開催に向け、ご協力を賜り、御礼申し上げます。

さて、本年 10 月 27 日（日）の「金沢マラソン 2024」は安全かつ安心な大会の実現に向けて準備をすすめてまいります。

つきましては、交通規制図の全戸配布を行いたく、大変お手数をお掛けしますが、「金沢マラソン 2024 交通規制のお知らせ」を貴連合会の各町会にお配りいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

引き続きご理解とご協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

【お問い合わせ】

金沢マラソン組織委員会事務局

担当 松川・徳田・下川

TEL 076-220-2726

FAX 076-261-2552

E-mail matsukawa@city.kanazawa.lg.jp

第10回金沢マラソン交通規制のお知らせ

10月27日(日)開催

交通規制時間帯
8:05~16:00

8:30スタート 広坂通り▶石川県西部緑地公園陸上競技場
※広坂通り周辺の一部は6:00から ※西部緑地公園周辺の一部は17:00まで

現在の規制区域をチェック!
10月27日(日)8:30から利用できます。

金沢マラソン交通規制

検索

1~6裏面に詳細図あり



凡例

- マラソコース(全車線通行禁止)
 - マラソコース(片側車線通行禁止)
 - 推奨ルート(通行可)
 - 推奨ルート(通行可)
 - 車両の通行可能な方向
 - 混雑が予想される区域
- ※コースに接する道路にも交通規制がかかります。
※規制時間は目安であり、競技状況によって変わる場合があります。

国道8号から金沢駅へのルート

藤江、田中交差点をご利用ください。

金沢駅方面
への迂回路

参照

※西念~諸江交差点からは金沢駅には行けません。



交通規制による影響

- ★交通規制中は車両によるコースの通行・横断はできません。
- ★交通規制中はコースに面した駐車場への入出庫ができません。
- ★ランナー通過中は歩行者、自転車の横断はできません。
- ★コース周辺の道路で車両の通行が制限される事があります。
- ★コース手前の交差点で迂回をお願いしています。
※交差点からコースの間に用事がある場合はスタッフにその旨を伝えてください。
- ★バスの運休、路線やダイヤの変更・遅れなどが予想されます。
- ★郵便物や宅配便などが遅れて届く事が予想されます。

- 大会コース及び周辺道路は混雑が予想されます。沿道にお住まいの皆さまをはじめ、事業所、店舗などの皆さまには大変ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。
- 安全管理のためコース及びコース周辺ではドローン(小型無人飛行機)を飛ばさないでください。

ENGLISH VERSION HERE

交通規制に関する
問い合わせ

金沢マラソンコールセンター Tel 076-220-2726

平日/9:00~17:45
※10月25日(金)、26日(土)/8:00~20:00
27日(日)/5:00~17:00

大会公式ホームページ
金沢マラソン

検索

路線バスに関する
問い合わせ

北陸鉄道テレホンサービスセンター Tel 076-234-0123

(年中無休/8:00~18:00)

西日本JRバス金沢営業所 Tel 076-225-8004

(年中無休/9:00~17:30)

[illegible]

この先、内灘方面は通行不可

この先、JCHO金沢病院の利用者のみ通行可

交通規制(片側車線) 9:50~15:10

交通規制(片側車線) 9:50~14:45

交通規制(片側車線) 9:50~14:35

交通規制(全車線) 8:05~9:45

→ 金沢駅推奨ルート P 駐車場

金沢駅金沢港口(西口)を利用する一般車両(バス、タクシー、福祉車両等を除く)は緑の矢印が推奨ルートとなります。

大桑
ヤマダ電機
ゴルフ5 スポーツデポ
V-ドラッグ ツタヤ
大桑町南
大桑高架橋 側道は通行可
側道から田上方面への
本線には進入できません
交通規制(片側車線)
8:35~11:40
涌波
涌波二丁目南
崎浦涌波トンネル
山側環状 大桑高架橋
大桑高架橋 側道は通行可
犀川
この先、山側環状
田上方面は通行不可
長坂
田上
矢野

この先、松村町交差点で通行止め

交通規制(片側車線)
9:50~15:10

北陸自動車道

金沢駅方面への迂回路

金沢駅には行けません

マラソンコース

車両通行可能な方向

1回目の通過時

交通規制(全車線) 8:05~9:45

交通規制(全車線) 8:05~9:20

交通規制(全車線) 8:05~12:20

交通規制(片側車線) 8:05~12:15

2回目の通過時

交通規制(片側車線) 9:05~12:35

交通規制(片側車線) 9:20~12:20

交通規制(全車線) 8:05~12:20

交通規制(片側車線) 8:05~12:15

歩行者・自転車横断可 ※係員が誘導します。

1 専光寺

いしかわ総合
●スポーツセンター

稚日野

石川県西部緑地公園

西部緑地公園口

県立野球場

産業展示館
1号館
2号館
3号館
4号館

陸上競技場

フィニッシュ

交通規制 (全車線)
10:15~16:00

交通規制 (全車線)
10:00~17:00

西部緑地公園内の道路は
10月26日(土)22:00~
10月27日(日)18:00まで
関係車両以外通行禁止
となります。

二塚交番前

無料シャトルバス
乗降場

古府西

古府

古府町

古府東

コンビニ

玉鉾

犀川

富山

北陸自動車道

8

松島北

テレビ金沢

新神田

海井

テルメ金沢

フィニッシュ会場へは
金沢駅金沢港口(西口)
からの無料シャトルバスを
ご利用ください。

個別避難計画の作成について

日頃から、本市行政に関しまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
標題について、下記のとおりお知らせしますので、ご理解ご協力のほどよろしくお願い
します。

記

1. 個別避難計画作成の概要

- ・令和3年5月の災害対策基本法の改正に伴い、避難行動要支援者に対する個別避難計画の作成が努力義務化されたことから、今年度より計画の作成に着手します。
- ・令和6～7年度で、土砂災害特別警戒区域など危険度の高い区域に居住する避難行動要支援者に対して、優先的に作成します。
- ・第1段階として、福祉サービスを利用されている方を対象として、福祉専門職に委託し計画を作成します。（令和6年9月～予定）
- ・第2段階として、福祉サービスを利用されていない方を対象として、自主防災組織に委託し計画を作成します。（令和7年1月～予定）

2. 主なスケジュール

令和6年7～8月 各種団体（町会連合会等）への周知及びガイドブック配布

9月 第1段階の対象者へ「計画作成のお知らせ」発送（別紙1）

第1段階の対象者名簿（別紙2）及び契約書※を

各町連事務局宛て送付

福祉専門職への説明会

第1段階（福祉サービス利用者）の計画作成

令和7年1月 第2段階の対象者へ「計画作成のお知らせ」発送（別紙1）

自主防災組織等への説明会

第2段階（福祉サービス非利用者）の計画作成

※ 契約内容（案）

事務費 50,000 円

計画作成1件あたり 3,000 円

（裏面あり）

3. ご協力のお願い

- ・第1段階では、福祉専門職から、計画様式②【避難のための情報】等に関して問合せがある可能性があります。問合せがあったときは、ご協力をお願いいたします。地区の問合せ窓口として、自主防災組織の連絡先一覧（別紙3）を福祉専門職に配布いたします。
- ・第2段階では、自主防災組織へ計画作成の委託を実施しますので、ご協力をお願いいたします。

各地域において、地区民児協等との連携体制の構築をお願いいたします。

（本件のお問い合わせ先）

金沢市福祉政策課

担当 新出・亘

電 話：220-2288

個別避難計画作成 のお知らせ

避難行動要支援者の皆様へ

東日本大震災や近年の災害において、高齢者や障害のある方等多くの方が犠牲となられています。それを踏まえ、災害対策基本法が改正され、個別避難計画の作成が市町村の努力義務とされました。

金沢市では、災害に強い地域づくりのために、地域の方々や福祉専門職等の皆様と連携して、個別避難計画の作成に取り組んでいきます。

あなたは、避難行動要支援者のうち、災害時に危険度の高い区域（土砂災害警戒区域 等）にお住まいであるため、今年度にあなたの個別避難計画を作成する予定です。

金沢市からの委託により、福祉専門職や地域の自主防災組織等の方が、個別避難計画の作成のためご自宅を訪問します。

個別避難計画とは

緊急時の連絡先、地域支援者、避難所、避難方法等について、避難行動要支援者ごとに具体的に記載した計画のことです。

避難行動要支援者とは

- | | |
|--------|-------------------------------------|
| 要介護認定者 | ・ 介護保険における要介護認定 3 以上を受けている方 |
| 障害のある方 | ・ 身体障害者手帳の上肢、体幹、視覚、聴覚の障害が 1 ・ 2 級の方 |
| | ・ 身体障害者手帳の下肢の障害が 1 ～ 3 級の方 |
| | ・ 療育手帳 A を所持する方 |
| そ の 他 | ・ 上記のほか、避難支援が必要な方 |

避難支援等関係者とは

民生委員、自主防災組織、消防分団、地区社会福祉協議会、福祉専門職をいいます。

よくある質問

Q 災害時に必ず助けてもらえるのですか？

災害時において支援を受けられる可能性は高まりますが、確実な支援をお約束できるものではありません。災害はいつ、どのような形で起こるのか予測は困難であり、災害情報の伝達や避難誘導等ができないことも考えられます。

この取組は、災害時に一人でも多くの命を助けるため、地域の皆様の善意に基づくものです。このことをあらかじめご了承くださいようお願いします。

Q なぜ地域に協力を求めるのですか？

災害発生初期や一定規模以上の災害が発生した場合には、公的支援が十分に行えないことが考えられます。「自助」はもちろんですが、近隣で互いに助け合う「共助」の精神で対応することも大変重要なことです。地域の皆様による助け合い、協力が必要となります。

Q 地域支援者の役割は何ですか？

避難支援等関係者と協力して聞き取り調査及び個別避難計画の作成を行います。

また、可能な範囲で、日頃の声掛けなどにより避難行動要支援者の生活に変化がないか、困りごとがないかなどの確認を行います。災害時には、災害情報の伝達やご近所に応援を呼び掛けながら避難支援や安否確認等を行うこととなります。

Q なぜ日頃から情報共有を行うのですか？

災害時に迅速に対応するためには、避難支援を必要とされる方が、どこに、どのような状況でお住まいか、あらかじめ把握しておくことが重要となります。また、災害時に支援が必要となる方は、日常生活においても助けを必要とされる場合もあることから、日頃から交流を心がけていただくことが大切です。

- ・ 作成された個別避難計画は、災害時に円滑な避難ができるよう避難支援等関係者等に対し提供します。
- ・ 個別避難計画の作成を希望しない場合は、金沢市福祉政策課までご連絡ください。

お問合せ先

障害のある方

金沢市 福祉健康局 障害福祉課
電話番号 (076) 220-2289
FAX (076) 232-0294

障害のある方以外

金沢市 福祉健康局 福祉政策課
電話番号 (076) 220-2288
FAX (076) 260-7192

別紙 2

個別避難計画対象者名簿（令和 6 年度 福祉専門職作成分）

住所	氏名	浸水 5m～	浸水 3～5m	土砂	津波	家屋 倒壊	町会名	町連	福祉専門職	作成 (済・未の場合は理由)
〇〇町 1 丁目 1 番地 1	□□ □□			○			〇〇町会	◇◇◇	居宅介護支援事業所△△△	済・未
										済・未
										済・未
										済・未
										済・未
										済・未
										済・未
										済・未
										済・未
										済・未
										済・未
										済・未
										済・未
										済・未
										済・未

自主防災組織連絡先一覧

番号	防災会名	電話番号	メールアドレス		郵便番号	事務局	住所
11	野町防災委員会	241-5971	野町公民館	nomachi1@spacelan.ne.jp	〒 921-8031	野町会館	野町3丁目1番15号
12	弥生自主防災会	241-5201	弥生自主防災会	yayoichouren@gmail.com	〒 921-8041	弥生公民館	弥生1丁目29番13号
13	中村町校下防災対策推進会	247-4447	中村町校下町会連合会	nakamura-s@car.ocn.ne.jp	〒 921-8022	中村会館	中村町10番35号
14	十一屋校下自主防災会	247-7041	十一屋校下自主防災会	juuichiya@spacelan.ne.jp	〒 921-8111	城南公民館	若草町22番12号
15	泉野校下自主防災会	247-7041	泉野校下町会連合会	izumino@spacelan.ne.jp	〒 921-8111	城南公民館	若草町22番12号
16	長坂台校下自主防災会	247-7041	長坂台公民館	nagasakada@spacelan.ne.jp	〒 921-8111	城南公民館	若草町22番12号
17	新竪町地区自主防災会	231-0258	新竪町地区町会連合会	sintate5@spacelan.ne.jp	〒 920-0971	新竪会館	鱈町62番地
18	菊川地区自主防災会	261-1769	菊川町公民館	c-kikugawa@m3.spacelan.ne.jp	〒 920-0967	菊川町公民館	菊川2丁目3番3号
21	材木地区自主防災会	231-3689	材木公民館	zaimoku-k@spacelan.ne.jp	〒 920-0921	材木公民館	材木町13番11号
22	味噌蔵地区自主防災会	221-2573	味噌蔵町公民館	misogura-k@spacelan.ne.jp	〒 920-0931	味噌蔵町公民館	兼六元町7番19号
23	長町地区自主防災会	231-5730	長町公民館	nagamati-k@spacelan.ne.jp	〒 920-0865	長町公民館	長町2丁目2番16号
24	松ヶ枝地区自主防災会	221-6005	松ヶ枝公民館	matuga-k@spacelan.ne.jp	〒 920-0864	松ヶ枝公民館	高岡町7番23号
25	長土堀自主防災会	265-7496	長土堀公民館	nagadohe-k@spacelan.ne.jp	〒 920-0865	長土堀公民館	長町3丁目3番3号
26	芳斎地区防災連合会	221-7226	芳斎公民館	housai-k@hyper.ocn.ne.jp	〒 920-0862	芳斎公民館	芳斎2丁目3番29号
27	此花地区自主防災会	263-8148	此花町公民館	konohana1@spacelan.ne.jp	〒 920-0852	此花町公民館	此花町2番7号
28	瓢箪地区自主防災連絡協議会	221-1476	瓢箪地区町会連合会	hyoutan3@spacelan.ne.jp	〒 920-0901	瓢箪町公民館	彦三町2丁目10番5号
31	馬場校下自主防災会	252-0705	馬場校下町会連合会	h.r.m.kanamori@muse.ocn.ne.jp	〒 920-0831	馬場公民館	東山3丁目9番35号
32	浅野町校下自主防災対策委員会	251-1637	浅野町公民館	asanomati@spacelan.ne.jp	〒 920-0807	浅野町公民館	乙丸町甲161番地
33	森山校下自主防災会	252-6873	森山公民館	moriyama-k@spacelan.ne.jp	〒 920-0843	森山公民館	森山2丁目11番13号
34	小坂校下自主防災会	252-3067	小坂公民館	kosa-kou@spacelan.ne.jp	〒 920-0811	小坂公民館	小坂町北312番地
35	千坂校下自主防災会	257-0670	千坂校下自主防災会	chisaka1@spacelan.ne.jp	〒 920-0002	千坂公民館	千木1丁目119番地
36	夕日寺校下自主防災会	251-0027	夕日寺公民館	yuuhidera@spacelan.ne.jp	〒 920-0823	夕日寺公民館	夕日寺町口35番地
41	諸江地区自主防災会	263-1630	諸江公民館	moroe-k@spacelan.ne.jp	〒 920-0014	諸江公民館	諸江町29番1号
42	浅野川自主防災会	238-2100	浅野川校下町会連合会	asanogawa8@m3.spacelan.ne.jp	〒 920-0213	浅野川会館	大河端町西96番地
43	鞍月校下自主防災会	237-6446	鞍月公民館	kuratuki-k@spacelan.ne.jp	〒 920-0064	鞍月文化会館	直江南1-1
44	栗崎校下自主防災会	238-2632	栗崎校下自主防災会	awagasakichouren@snow.ocn.ne.jp	〒 920-0226	栗崎文化センター	栗崎町1丁目3番地
45	川北地区自主防災会	238-1020	松寺公民館	matudera-k@spacelan.ne.jp	〒 920-0011	松寺公民館	松寺町丑42番地
46	大浦校下自主防災会	238-5271	大浦公民館	ooura-k@spacelan.ne.jp	〒 920-0205	大浦公民館	大浦町又93番地1
51	米丸校下自主防災対策委員会	291-1171	米丸公民館	yonemaru-k@spacelan.ne.jp	〒 921-8005	米丸公民館	間明町2丁目72番地
52	新神田校下防災対策委員会	291-0025	新神田公民館	shinkanda-k@spacelan.ne.jp	〒 921-8013	新神田会館	新神田1丁目1番18号
53	押野校下防災対策委員会	247-0856	押野公民館	oshino-k@spacelan.ne.jp	〒 921-8064	押野公民館	八日市2丁目464番地
54	西南部校下防災会	240-8136	西南部公民館	seinanbu-k@spacelan.ne.jp	〒 921-8054	西南部公民館	西金沢3丁目684番地
55	三和校下防災会	240-7530	三和公民館	miwa-k@spacelan.ne.jp	〒 921-8065	三和公民館	上荒屋4丁目82番地

自主防災組織連絡先一覧

番号	防災会名	電話番号	メールアドレス		郵便番号	事務局	住所
61	三馬校下自主防災対策委員会	243-2734	三馬公民館	minma-k@spacelan.ne.jp	〒 921-8164	会館みんま	久安6丁目59番地1
62	米泉校下防災対策委員会	241-8924	米泉公民館	yanazumi@spacelan.ne.jp	〒 921-8044	米泉公民館	米泉町8丁目126番地
63	富樫校下自主防災会	241-1971	富樫校下町会連合会	togashi-cyouren@eos.ocn.ne.jp	〒 921-8175	富樫公民館	山科1丁目6番8号
64	伏見台校下防災会	243-3341	伏見台校下町会連合会	fushimidaichoren@gmail.com	〒 921-8151	伏見台公民館	窪5丁目675番地
65	額校下自主防災会	296-1515	額公民館	office@nuka-k.jp	〒 921-8145	額公民館	額谷3丁目1番地1
			額校下自主防災会	nuka.choren@gmail.com			
66	四十万校下自主防災会	296-1515	四十万校下自主防災会	shijima-c@shijima-k.jp	〒 921-8145	額公民館	額谷3丁目1番地1
67	扇台校下自主防災会	296-8585	扇台公民館	ougidai-k@spacelan.ne.jp	〒 921-8141	扇台公民館	馬替1丁目29番地1
71	長田町校下自主防災会	263-3900	長田町公民館	nagata-c@spacelan.ne.jp	〒 920-0043	長田町公民館	長田1丁目5番50号
			長田町校下自主防災会	nagata.bousai@gmail.com			
72	戸板校下自主防災会	231-5830	戸板公民館	toita-k@spacelan.ne.jp	〒 920-0068	戸板公民館	戸板1丁目2番地
73	西校下自主防災会	262-6716	西公民館	nisi-k@spacelan.ne.jp	〒 920-0024	西公民館	西念2丁目34番9号
74	二塚地区防災会	249-3474	二塚公民館	futatuka-k@spacelan.ne.jp	〒 920-0367	二塚公民館	北塚町西98番地
75	安原地区防災会	249-0772	安原地区自主防災会	yasuhara.jimu@gmail.com	〒 920-0376	安原会館	福増町北1067番地
76	大徳地区自主防災会	268-3214	大徳公民館	daitoku-k@spacelan.ne.jp	〒 920-0342	大徳公民館	畝田西1丁目201番地1
77	金石町校下自主防災会	267-2774	金石町校下自主防災会	c.kanaiwa@m3.spacelan.ne.jp	〒 920-0337	金石会館	金石西4丁目5番30号
78	大野校下自主防災会	268-3896	大野町町会連合会	oonomachi@i-mail.jp	〒 920-0331	大野町公民館	大野町1丁目8番地5
81	小立野校下自主防災会	221-0807	小立野公民館	kodatu-k@spacelan.ne.jp	〒 920-0942	小立野公民館	小立野4丁目7番51号
82	崎浦地区自主防災対策委員会	231-6851	崎浦公民館	sakiura-chouren@e-mail.jp	〒 920-0942	崎浦公民館	小立野2丁目41番36号
83	内川校下自主防災会	247-2263	内川校下町会連合会	uchikawa-t@bz04.plala.or.jp	〒 920-1346	内川公民館	三小牛町20の1番地10
84	犀川地区自主防災会	229-6406	犀川地区自主防災会	saityoren@spacelan.ne.jp	〒 920-1302	犀川公民館	末町6の67番地1
85	湯涌校下防災会	235-1852	湯涌公民館	yuwaku-k@m3.spacelan.ne.jp	〒 920-1129	湯涌農村改善センター	芝原町イ59番地
86	田上地区自主防災会	261-1331	田上公民館	kouminkan@tagamicc.jp	〒 920-1156	田上公民館	田上の里2丁目3番地
87	東浅川地区自主防災会	229-0936	東浅川公民館	h-asakawa-k@blue.plala.or.jp	〒 920-1146	東浅川公民館	上中町ニ14番地
88	俵地区自主防災会	222-4855	俵公民館	tawara-k@cocoa.plala.or.jp	〒 920-1108	俵地区生活改善センター	俵町763番地2
89	医王山地区自主防災会	236-1233	医王山公民館	iou-k1233@m3.spacelan.ne.jp	〒 920-1102	医王山農村環境改善センター	二俣町6の14番地9
			医王山地区町会連合会	louzen1233@m3.spacelan.ne.jp			
91	森本地区自主防災会	258-0317	森本公民館	morimoto-k@spacelan.ne.jp	〒 920-3116	森本公民館	南森本町チ103番地1
92	花園地区町会連合会自主防災会	258-0006	花園公民館	hanazono-k@aroma.ocn.ne.jp	〒 920-0106	花園公民館	今町チ41番地
93	湖南地区自主防災会	258-0309	湖南地区自主防災会	green-net.hatta@ia8.itkeeper.ne.jp	〒 920-3104	八田町会館	八田町東525番地
			湖南地区防災士会	sonoegao4386@gmail.com			
94	薬師谷町会連合会自主防災会	257-2488	薬師谷公民館	yakusidani-k@grace.ocn.ne.jp	〒 920-0173	薬師谷公民館	不動寺町イ34番地1
95	三谷地区自主防災会	257-6727	三谷公民館	mitanitiku@m3.spacelan.ne.jp	〒 920-0153	三谷公民館	宮野町ホ79番地

危機 第 195 号
令和 6 年 8 月 23 日
(2024 年)

各校下（地区）町会連合会 会長 様
(自主防災組織 代表者)

金沢市危機管理監
山崎 利之
(公印省略)

令和 7 年度市民防災訓練について

日頃から、本市行政に関しまして、格別の御高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和 7 年度市民防災訓練につきまして、下記のとおり開催要望の受付を開始しますので、各校下（地区）で御検討くださいますようお願い申し上げます。

なお、御不明な点がございましたら、下記担当までお問い合わせください。

記

1 校下（地区）からの要望

次年度の訓練実施を希望する場合は令和 6 年 10 月 25 日(金)までに危機管理課へ文書で要望書を提出してください。(書式は自由)

2 安全安心委員会と金沢市が協議し、次のことを決定

(1) 実施日 … 令和 7 年 11 月 16 日(日)

昨今の気象状況等を考慮し、変更する可能性もあります。

(2) 訓練想定 … 金沢市内で最大震度 6 強の地震発生

(3) 実施地区 … 3 校下（地区）の選定

(本件のお問い合わせ先)

金沢市危機管理課

担当 木村・小林

電話：076-220-2060

FAX：076-233-9999

発 市 推 号 外
令和6年8月19日
(2024年)

各校下（地区）町会連合会会長 様

金沢市市民協働推進課
課長 山田 伸二

町会活動のご案内チラシについて（お知らせ）

日頃から、各校下（地区）において、町会活動にご尽力を賜り、感謝申し上げます。

さて、町会加入率の向上と地域コミュニティの醸成・充実に向けた標記事業の一環として、「町会活動のご案内チラシ」を作成いたしました。

本チラシについては、町会の活動内容や、町会費の使い道を分かりやすくお伝えするものでありますので、各町連や各町会において、町会加入への働きかけや、町会への既加入者・未加入者問わず、幅広い世代への町会活動の周知の際に、広くご活用いただきますようお願い申し上げます。

なお、ご不明な点がございましたら、下記へご連絡をお願いします。

記

配布について

- ・ A4 版紙チラシ 必要部数及び送付先について、下記担当へご連絡ください。
- ・ PDF データ 送付先を下記担当へご連絡ください。

【問い合わせ先】

金沢市市民局市民協働推進課

担当：玉屋

電話 076-220-2026

Mail kyoudou@city.kanazawa.lg.jp

知っていますか？町会活動のこと

よりよい暮らしは自分たちでつくる

皆さんが加入している町会では “いつのまにかよい暮らし”をすすめています



夜道が明るい

街路灯(防犯灯)の
維持管理(電気代等)の
一部には町会費が充てられています。



ごみ出しが快適

ごみステーションは町会等で
みんなが使いやすい場所を定め、
器材なども工夫し、
協力してきれいに管理を行っています。



いつも安心・安全

登下校時の見守りや防犯パトロール、
防災訓練、害虫の防除などを
地域のボランティアの方々により
運営・実施しています。



友達が増える

子ども会や老人会などのいろんな
町会行事で顔を合わせたり、
雪かき作業などを助け合うことで
いつのまにかつながりができます。



いいことしてる

町会全体で、募金活動や高齢者・
子育て家庭の支援、公園の清掃・管理など
地域の緑化美化を実践しています。



地域に愛着が持てる

「回覧板」や「結ネット^(注)」により地域の
連絡・情報が共有され、
思いや考えを形にしたり分担しあうことで、
住んでいる地域に愛着が持てます。

※町会活動の内容は各町会によって異なります。(注)金沢市が導入を支援している電子回覧板です。

地域コミュニティサポートデスク
(金沢市市民協働推進課横)

電話:076-220-2552
FAX:076-260-1178

金沢市町会連合会

電話:076-220-2466
FAX:076-222-0119
Mail:chouren@spacelan.ne.jp

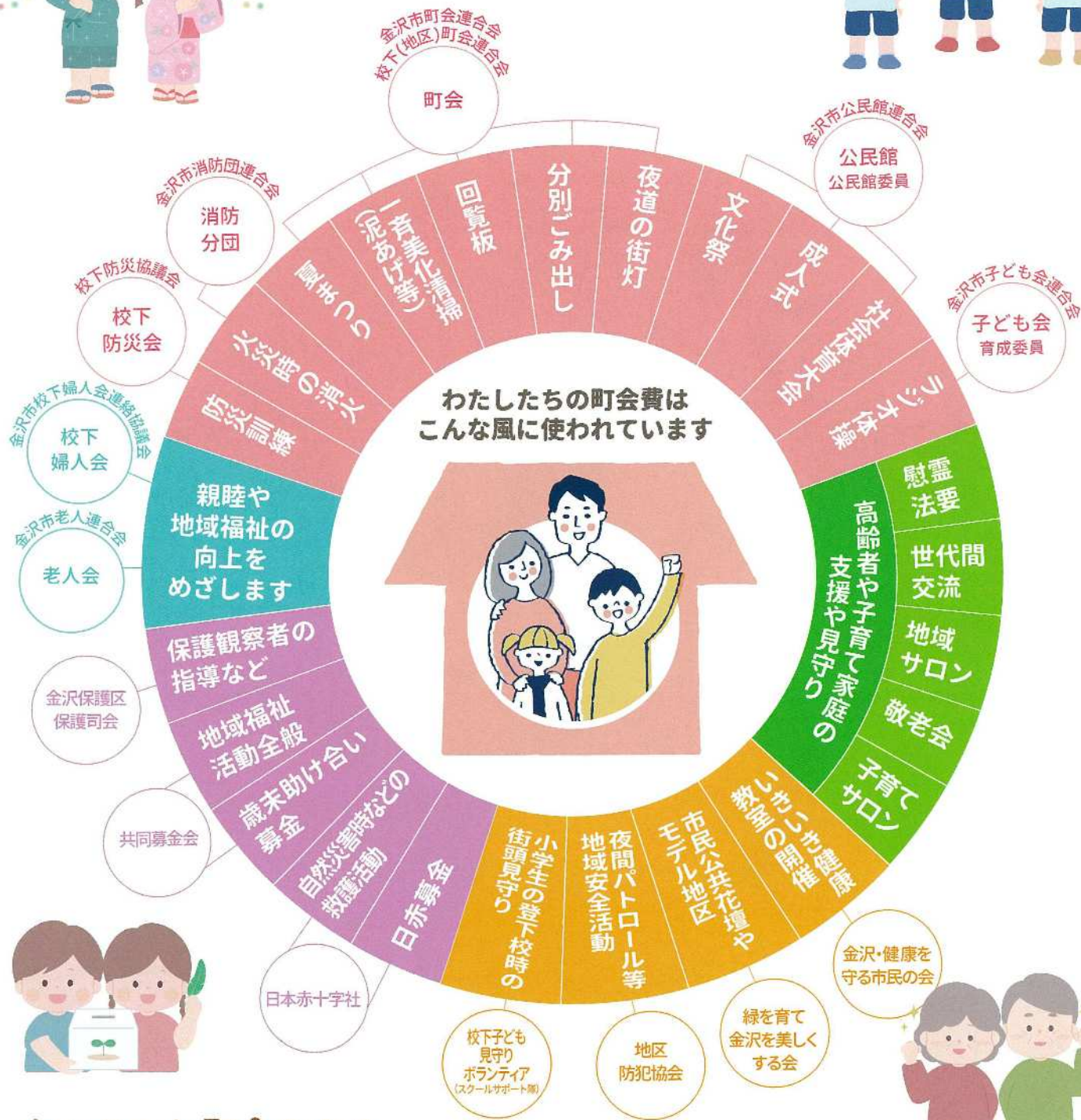
金沢市町会連合会HP



金沢市市民局市民協働推進課

電話:076-220-2026
FAX:076-260-1178
Mail:kyoudou@city.kanazawa.lg.jp

私たちの暮らしと町会 町会マップ



ちょっと町会Q & A

Q 町会には必ず入らないといけないのですか

A 町会への加入は強制ではありませんが、ごみステーションなどの管理、街路灯など町会が管理する施設や備品、消防ポンプ車の維持・管理といった防災活動の取り組みなどはその地域にお住まいの皆さんで公平に取り組んでいただく、または負担いただくものです。また、空き家の増加や、高齢者への見守りなど地域に密着した課題などは、個人での解決が難しい場合があります。このような時は町会の役割が重要になるので、是非加入いただきたいと思います。

※あくまで一例です。町会費の用途は、各町会によって異なります。

Q 税金を払っているのだから、市役所が地域のことをしてくれるのではないですか

A 近年、住民のニーズが多様化し、かつ、地域における様々な新たな課題が増えてきたことから、行政だけでは対応が難しくなってきました。そこで、行政と町会が役割を分担しながら、地域の実態に沿った課題の解決に向けて、協働して取り組むことが求められています。

市 推 号 外
令和6年8月23日
(2024年)

各校下(地区)町会連合会 会長 様

金沢市市民協働推進課
課長 山田 伸二

「地域デジタルリーダー養成講座」出前講座の開催について

日頃から、市政推進にご理解とご協力を賜り、御礼申し上げます。

7月に開催しました「地域デジタルリーダー養成講座」全体講座には、多くの皆様にご参加いただき、誠にありがとうございました。事後アンケートでもご要望がありました「地域活動デジタル活用ガイド」を活用した出前講座を、昨年度に引き続き開催することとなりましたので、ご案内いたします。

つきましては、出前講座を希望される校下(地区)町会連合会は、別紙「受講希望調査票」にて参加の申込みをいただけますようお願いいたします。また、今回は各町会からもお申込みいただけますので、各町会長様にもご周知くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 講座内容 「地域活動デジタル活用ガイド」に沿った希望の内容 → 
例) ○役員等間の連絡体制を構築してみよう！
(LINEによるメッセージの送受信、LINEグループの活用)
○オンラインでアンケートや出欠回答をしてみよう！
(Googleフォームによるアンケートや出欠確認の作成・回答)
○町会活動の情報を発信してみよう！
(FacebookやInstagramによる情報発信)
2. 申込対象 校下(地区)町会連合会 または 町会
3. 講師 石川 きょうこ氏(予定)
(金沢市市民活動サポートセンターICT分野外部アドバイザー)
4. 開催日時 別途調整(希望日時を受講調査票に記入してください)
5. 開催場所 申込された団体でWi-Fiの利用が可能な会場準備をお願いします。
6. 受講費用 無料
7. 準備物等 講座で利用するスマートフォンやノートPCは申込された団体で
ご準備をお願いいたします。
8. 申込締切 令和6年9月30日(月)

【問い合わせ先】

市民協働推進課 担当：富岡、神田
TEL：076-220-2026 FAX：076-260-1178
E-mail：kyoudou@city.kanazawa.lg.jp

地域デジタルリーダー養成講座（出前講座） 受講希望調査票

【あて先】 金沢市市民協働推進課 富岡、神田

電子メール : kyoudou@city.kanazawa.lg.jp

FAX 番号 : 260-1178

※FAX 送信時には確認のためご一報ください TEL : 220-2026

【申込締切】 9月30日（月） ※申込多数時には抽選となる場合あり

1. 校下（地区）町会連合会名 または 町会名

2. 希望日程について

※概ね2か月先以降の日程で、第3希望までご記入ください。

第1希望	令和	年	月	日（ ）	時	分	～	時	分（1時間半～2時間程度）
第2希望	令和	年	月	日（ ）	時	分	～	時	分（1時間半～2時間程度）
第3希望	令和	年	月	日（ ）	時	分	～	時	分（1時間半～2時間程度）

3. 講座内容について

受講を希望する講座内容をご記入ください。

※講座内容の詳細については、後日協議させていただきます。

4. 会場について

※申込された団体で Wi-Fi 利用可能な会場の準備をお願いします。

[名 称]

[所在地]

5. 担当者連絡先

申込後、受講者や日程等についてご連絡させていただきます。

氏 名 : _____

電 話 : _____

メー ル : _____

9月30日（月）までに
市民協働推進課までご提出下さい。

市 推 号 外
令和6年8月23日
(2024年)

金沢市町会連合会
会長 中川 一成 様

市民協働推進課長 山田 伸二
(公印省略)

**令和7年度（一財）自治総合センター
コミュニティ助成事業に対する団体推薦について（依頼）**

残暑の候、貴職におかれましては、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃から、地域におけるコミュニティ活動の推進に多大なるご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、（一財）自治総合センターでは、地域社会の健全な発展を図るとともに、宝くじの社会貢献広報とするため、コミュニティ活動で使用する設備、用具の整備について助成制度を設けています。

つきましては、別紙要領に基づき、各校下（地区）町会連合会より金沢市町会連合会に推薦のあった団体について、金沢市へご推薦いただきますようお願いいたします。

なお、ご推薦いただきましても、県内各市町の申請状況または（一財）自治総合センターの予算枠等により採用されないこともありますので、あらかじめご了承くださいますようお願いいたします。

【お問い合わせ】

〒920-8577 金沢市広坂 1-1-1

金沢市市民協働推進課

担当：若平、山本

TEL:220-2026 Fax:260-1178

e-mail:kyoudou@city.kanazawa.lg.jp

1. 事業の趣旨

(一財)自治総合センターが、地域のコミュニティ活動に助成を行うことにより、地域社会の健全な発展を図るとともに、宝くじの社会貢献広報を行うもの。

2. 助成内容

地域の祭り等に使用する、太鼓、御輿、山車の購入費など

(令和7年度内に事業の実施・完了が可能なものに限る)

100万円～250万円(10万円単位, 10万円未満切り捨て) ※補助率 100%

3. 推薦基準

以下の要件を満たす地域コミュニティ団体

①金沢市内の町会又は校下・地区町会連合会であること。(保存会等は不可)

②申請する用具について、地域における活動実績があり、今後も継続して活動を行うことが見込まれ、規約や事業計画及び収支等が明確である。

③ 1校下・地区町会連合会につき1団体

※なお、団体の活動区域が複数の校下・地区町会連合会にまたがる場合は、主たる活動区域で判断してください。

④過去に当該助成金の交付を受けた日の属する年度から起算して、5年間経過していること。(令和2年度に助成金の交付を受けた団体は、令和8年度実施分から推薦が可能)

なお、複数の団体から応募があった場合、新規団体が優先となります。

4. 推薦方法

別紙「推薦書」に必要事項を記入。

5. 添付書類

①団体会則(規約)

②令和6年度会員名簿

③令和6年度事業計画・収支予算書

④令和3～令和5年度活動報告書・収支決算書

⑤備品管理運営規程(案も可)

⑥保管場所位置図・配置図

⑦保管場所使用承諾書(コピーで可)

⑧見積書(備品の品番・規格、宝くじ広報表示の明記が必要)

⑨カタログ(該当ページのカラーコピーでも可)

※その他、活動及び事業内容がわかるもの(広報誌、活動写真等)

提出書類は原則A4縦サイズとしてください(説明資料はA3横サイズも可)。

6. 推薦締切日

各校下・地区町連から金沢市町連への推薦締切 令和6年9月24日(火)

金沢市町会連合会から金沢市への推薦締切 令和6年9月30日(月)

9月24日（火）までに
金沢市町会連合会事務局あて
ご提出下さい。

市 推 号 外
令和6年8月23日
(2024年)

各校下・地区町会連合会会長 様

金沢市町会連合会長 中川 一成
金沢市市民協働推進課長 山田 伸二

**令和7年度（一財）自治総合センター
コミュニティ助成事業に対する団体推薦について（依頼）**

残暑の候、貴職におかれましては、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃から、地域におけるコミュニティ活動の推進に多大なるご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、（一財）自治総合センターでは、地域社会の健全な発展を図るとともに、宝くじの社会貢献広報とするため、コミュニティ活動で使用する設備、用具の整備について助成制度を設けています。

つきましては、別紙要領に基づいてご推薦いただきますようお願いいたします。

なお、ご推薦いただきましても、県内各市町の申請状況または（一財）自治総合センターの予算枠等により採用されないこともありますので、あらかじめご了承くださいますようお願いいたします。

【お問い合わせ】

〒920-8577 金沢市広坂 1-1-1

金沢市市民協働推進課

担当：若平、山本

TEL：220-2026 Fax：260-1178

e-mail：kyoudou@city.kanazawa.lg.jp

1. 事業の趣旨

(一財)自治総合センターが、地域のコミュニティ活動に助成を行うことにより、地域社会の健全な発展を図るとともに、宝くじの社会貢献広報を行うもの。

2. 助成内容

地域の祭り等に使用する、太鼓、御輿、山車の購入費など

(令和7年度内に事業の実施・完了が可能なものに限る)

100万円～250万円(10万円単位, 10万円未満切り捨て) ※補助率 100%

3. 推薦基準

以下の要件を満たす地域コミュニティ団体

①金沢市内の町会又は校下・地区町会連合会であること。(保存会等は不可)

②申請する用具について、地域における活動実績があり、今後も継続して活動を行うことが見込まれ、規約や事業計画及び収支等が明確である。

③ 1校下・地区町会連合会につき1団体

※なお、団体の活動区域が複数の校下・地区町会連合会にまたがる場合は、主たる活動区域で判断してください。

④過去に当該助成金の交付を受けた日の属する年度から起算して、5年間経過していること。(令和2年度に助成金の交付を受けた団体は、令和8年度実施分から推薦が可能)

なお、複数の団体から応募があった場合、新規団体が優先となります。

4. 推薦方法

別紙「推薦書」に必要事項を記入。

5. 添付書類

①団体会則(規約)

②令和6年度会員名簿

③令和6年度事業計画・収支予算書

④令和3～令和5年度活動報告書・収支決算書

⑤備品管理運営規程(案も可)

⑥保管場所位置図・配置図

⑦保管場所使用承諾書(コピーで可)

⑧見積書(備品の品番・規格、宝くじ広報表示の明記が必要)

⑨カタログ(該当ページのカラーコピーでも可)

※その他、活動及び事業内容がわかるもの(広報誌、活動写真等)

提出書類は原則A4縦サイズとしてください(説明資料はA3横サイズも可)。

上記以外のサイズ（A4 横向き、A3 縦向きで印刷されたものも含む）の書類は添付しないようにお願いします。

6. 推薦締切日

各校下・地区町連から金沢市町連への推薦締切 令和6年9月24日（火）

7. 提出先

金沢市町会連合会事務局

8. 宝くじの社会貢献広報表示について

本制度の趣旨から、整備した設備や物品等には宝くじの広報表示を行うことが義務づけられています。以下に従い、必ず宝くじの広報表示を実施してください。広報表示にかかる経費は補助対象経費ですので、見積書に計上するように業者にお伝えください。

- ① 宝くじの社会貢献広報：表示に関するデザインマニュアル」に準拠すること。
<http://www.jichi-sogo.jp/enterprise>（自治総合センターHP）からデザインをダウンロードして利用すること。（カラー表示とし、白黒は不可。）
- ② 整備した設備・備品（付属品・部品を含む）の全てに広報表示を行うこと。
- ③ 広報効果が発揮できるように、備品の使用時に視認可能な場所（高さ）、大きさで表示すること。（備品の大きさに対し、極端に小さい表示は不可。）
- ④ 広報表示については、固定プレートによる表示、ペイント・印刷による表示、布製ステッカーの縫い付け表示（布生地への表示に限る）が原則。
（特に屋外に設置する設備・備品については、固定プレートによる表示、ペイントによる表示を行うこと。）ただし、備品の内容、素材によって、上記の表示を行うことで、備品の使用に支障をきたす場合は、シールでの貼り付けも可。
- ⑤ 表示は剥離の懸念のないようにすること。表示部分の全面が固定化・接着されていない場合や、接着が不十分と認められる場合は、不可。

※ご不明な点は市民協働推進課担当までご確認ください。

令和6年 月 日

金沢市町会連合会
会長 中川 一成 様

団 体 名
代表者住所
代表者氏名



推 薦 書

団 体 の 名 称			
事務所所在地	〒 金沢市 電話： (担当：)		
校下・地区名			
団 体 構 成 等	構成： 人	活動開始年月日：	年 月 日
事 業 名			
地域課題 (解決が見込まれる地域課題)			
事 業 内 容			
事業効果 (地域住民への効果)			
緊急性 (あれば)			

(一財)自治総合センターのコミュニティ助成事業について、下記の団体を推薦いたします。

金沢市町会連合会事務局への提出期限 令和6年9月24日(火) 厳守

記入例

令和6年 月 日

金沢市町会連合会
会長 中川 一成 様

団 体 名 〇〇校下町会連合会
代表者住所 金沢市〇〇町〇〇番地
代表者氏名 会長 〇〇 〇〇 印

推 薦 書

(一財)自治総合センターのコミュニティ助成事業について、下記の団体を推薦いたします。

団 体 の 名 称	〇〇町会		
事務所所在地	〒〇〇〇-〇〇〇〇		

記載要領

■地域課題

助成を受けることで、解決が見込まれる地域課題を記載ください。

■事業内容

助成を受け、実施する事業内容を記載ください。

■事業効果

事業を行うことで、地域住民や地域コミュニティに及ぶ効果を、できるだけ具体的に記載ください。

■緊急性

助成を緊急に受ける必要がある事情があれば、できるだけ具体的に記載ください。

市 推 号 外
令和6年8月23日
(2024年)

各校下(地区)町会連合会長 様

金沢市市民協働推進課
課長 山田 伸二

10月の班回覧について

口頃から、市政推進や地域の町会活動等にご尽力を賜り、感謝申し上げます。
さて、10月の班回覧に向け回覧物の準備を進めておりますが、まずは取り急ぎ、
下記のとおり実施予定をお伝えしますので、予めご了承いただきますようお願い申
し上げます。

1. 回覧物

- ① 高齢者公共交通乗車券購入助成制度のご案内(交通政策課)
- ② クマにご注意(森林再生課)
- ③ カラスによる被害の対策方法について(環境政策課)
- ④ 住宅防火について(予防課)

2. 配送時期

9月下旬頃

(お問い合わせ先)

金沢市市民協働推進課

担当 玉屋

電 話 : 220-2026

FAX : 260-1178

石行金発第28号
令和6年8月23日

校下（地区）町会連合会

町会長

各位

石川県行政書士会金沢支部
支部長 小山内 俊平
（印省略）

『行政書士無料相談会』案内ちらし回覧のお願い

日頃は、校下町会連合会様並びに町会長様には、行政書士制度に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

本年も行政書士制度広報月間にちなみ、10月5日（土）、10月6日（日）に『行政書士無料相談会』を金沢市・津幡町・野々市市・かほく市で開催いたします。

つきましては、町会の皆様へ上記相談会の「案内ちらし」を回覧板により回覧頂きます様、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。9月中の回覧をお願いいたします。

市民の方々のお困りごとや悩みごとの解決、トラブルの未然防止にお役立て頂きたく、行政書士が無料でご相談に応じますので、何卒、ご理解ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

◇昨年度は、2日間で計117件のご相談がありました。

（主な内容は相続・遺言、成年後見、各種契約ほか）

◇町会班分のちらしをご用意し、各町会へ後日郵送いたしますので、回覧をお願いいたします。

～石川県行政書士会金沢支部事務局～

〒920-0024 石川県金沢市西念2丁目28番14号
小山内合同事務所
tel 076-263-2120 fax 076-263-2144
info@osajimu.com

行政書士

無料相談会



相談内容の一例

遺言 相続
許認可手続

成年後見
各種契約

外国人ビザ・帰化
法人設立 . . . など

令和6年 予約不要
10月5日 土
10:00~16:00
※最終受付は15:30まで

津幡 アル・プラザ津幡

河北郡津幡町北中条一丁目1番地

野々市

学びの杜ののいちカレード

野々市市太平寺四丁目156番地

令和6年 予約不要
10月6日 日
10:00~16:00
※最終受付は15:30まで

金沢 アル・プラザ金沢

金沢市諸江町30番1号

かほく

宇ノ気中学校フリースペース

かほく市森レ1番地



月例無料相談会（毎月開催）

金沢市会場以外は予約が必要です。各会場にお問合せ下さい。

金沢支部会場 第2水 要予約

石川県繊維会館 2F
☎ 076 (268) 9555

金沢市会場 第3木

金沢市役所2F市民相談室
☎ 076 (220) 2222

野々市市会場 第4金 要予約

野々市市役所1F会議室
☎ 076 (227) 6040

津幡町会場 第4木 要予約

津幡町福祉教育プラザ
☎ 076 (288) 6276

内灘町会場 第3火 要予約

内灘町役場第2相談室
☎ 076 (286) 6701

かほく市会場 第3木 要予約

ほのぼの健康館
(かほく市障害者相談支援センター)
☎ 076 (283) 7121



石川県行政書士会



検索

主催

石川県行政書士会 金沢支部

〒920-8203 石川県金沢市鞍月二丁目2番地 石川県繊維会館3F

電話 **076-268-9555** FAX 076-268-9556

E-mail office@ishikawagyousei.org



石川県行政書士会HP



令和6年8月23日

各校下（地区）町会連合会 会長 様

総務省石川行政評価事務所
行政相談課長

一日合同行政相談所の案内チラシの班回覧等への御協力をお願い

総務省の行政相談業務につきましては、口頃から御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、当省では、行政相談制度が広く国民に理解され、更に充実、発展するよう努めているところであり、その一環として、「行政相談月間」を実施しております（9月～10月）。

今年度は、同月間行事として、金沢市との共催による10月25日（金）の金沢駅西合同庁舎における一日合同行政相談所を始め、県内4箇所にて相談所を開設することとしております。

つきましては、別添案内チラシ等により、住民の皆様に広くお知らせしたいと存じますので、御多忙中恐縮ですが、案内チラシの班回覧について、御協力くださいますようお願い申し上げます。

なお、回覧チラシにつきましては、本日以降、早急に各校下（地区）町会連合会事務所にお届けしたいと存じますので、よろしくお願い致します。

（本件のお問合せ先）

行政相談課 ^{いまきいれ} 今給黎

TEL：076-222-5232

FAX：076-222-5233

秋の巡回 合同行政相談所

相談無料
秘密厳守
予約優先制

*** 色々なお困りごとを一度に相談できます! ***

- ◆ 相続登記が義務になったけど、どうしたらいいの?
- ◆ 年金の受給について教えてほしい
- ◆ 贈与税や相続税について知りたい
- ◆ 役所に出す書類が複雑で分からない



行政相談マスコット
キクーン

10/2 (水) 河北会場
(共催: かほく市)

七塚生涯学習センター
2階 視聴覚講義室
(かほく市遠塚口57-6)

白山会場 10/8 (火)
(主催: 白山市)

福祉ふれあいセンター
2階 大会議室
(白山市倉光8-16-1)

各会場

13時~16時

(15時30分受付終了)

10/16 (水) 能美会場
(共催: 能美市)

辰口福祉会館
2階 交流ホール
(能美市辰口町又10)

金沢会場 10/25 (金)
(共催: 金沢市)

金沢駅西合同庁舎
2階 第2会議室
(金沢市西念3-4-1)

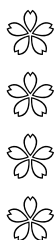
相談員

法務局 年金事務所 司法書士 行政書士 税理士
開催地の市町 行政相談委員 総務省

会場によって参加
詳細は裏面へ 弁護士 国税局 労働局 土地家屋調査士
宅地建物取引士 人権擁護委員 石川県

各開催日 **1週間前** から以下のお問合せ先で**予約**をお受けします

河北・能美・金沢 会場
総務省 石川行政評価事務所
☎ **076-222-5232**
(受付時間: 平日9時~17時)



白山 会場
白山市役所 市民相談室
☎ **076-274-9531**
(受付時間: 平日8時30分~17時15分)

～ ご来場に当たってのご案内 ～

- 🌸 お車でお越しの方は、会場併設の駐車場をご利用ください。
- 🌸 以下の相談員は、参加会場が限られますのでご注意ください。

弁護士

河北 会場
能美 会場
金沢 会場

国税局、労働局
土地家屋調査士
石川県

金沢 会場

宅地建物取引士
人権擁護委員

白山 会場

- 🌸 予約優先制のため、予約状況によっては、当日相談をお受けできない場合があります。
- 🌸 参考資料がある場合はご持参ください。
相談時間は原則30分、混雑時は短縮する場合があります。
- 🌸 当日は会場に多言語翻訳アプリを用意しています。
We are equipped with Multilingual Translating Application for your counseling at the counseling venue.

～ 相談会へお越しになれない方へ ～

総務省が開設している「行政相談」をご利用ください。

総務省行政相談センター

まくみみ石川

【受付】8:30～17:15(土日祝、年末年始を除く)



行政苦情110番
0570-090110(全国共通)
【076-264-1100(IP電話等)】
※受付時間外は留守番電話で対応



〒920-0024
金沢市西念3丁目4番1号
金沢駅西合同庁舎 4階



メール又はオンライン相談
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/soudan.html



行政相談委員
(各市町に配置)



各市町の役場や公民館、
コミュニティセンター等で
毎月開催

💡 行政相談委員は、総務大臣から
委嘱された民間有識者です。
各市町の相談日は総務省
ホームページをご覧ください。



令和6年8月24日

校下（地区）町会連合会

町会長

各位

石川県士業団体協議会

幹事団体 石川県行政書士会

会長 向井 隆郎

（印省略）

『士業団体よろず無料相談会』案内ちらし回覧のお願い

日頃は、校下町会連合会様並びに町会長様には、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

県内10士業の団体で構成される石川県士業団体協議会では、11月2日（土）に香林坊アトリオで『士業団体よろず無料相談会』を本年も開催いたします。専門職能団体の専門家が、あらゆる問題にワンストップサービスで無料にて対応いたします。

つきましては、町会の皆様へ上記相談会の「案内ちらし」を回覧板により回覧頂きます様、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。9月中の回覧をお願いいたします。

市民の皆様のお困りごとや悩みごとの解決、トラブルの未然防止にお役立て頂きたいと存じますので、何卒、ご理解ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

◇昨年度は10士業34名の相談員で、60件のご相談に応じました。

（主な内容は相続・遺言、税金、不動産の境界ほか）

◇町会班分のちらしをご用意し、各町会へ後日郵送いたしますので、回覧をお願いいたします。

【連絡先】石川県士業団体協議会

幹事団体 石川県行政書士会

事務担当 小山内 俊平

〒920-8203 石川県金沢市鞍月2丁目2番地

石川県繊維会館3階

tel 076-268-9555 fax 076-268-9556

士業団体よろず無料相談会

—10士業が知恵を集めて皆様の問題解決をお手伝いします—

◆日時 令和6年11月2日(土)

午前10時～午後4時

(最終受付:午後3時30分)

◆場所 香林坊アトリオ 4階 特設会場

・予約不要

・先着順で受付

・秘密厳守

10の専門職能団体の専門家が、あらゆる問題をワンストップサービスで相談に応じます。相談料は不要です。お気軽にご相談ください。



弁 護 士 困ったときは、まず法律相談 交通事故、相続、遺言、離婚、借金、金銭貸借、不動産、刑事事件、犯罪被害などの法律問題についてお気軽にご相談ください。	公 認 会 計 士 信頼の力を未来へ 経理業務や事業計画、資金繰り計画など財務業務など経営全般にわたる相談やアドバイスを行っています。企業再生なども手掛けておりますので、まずはご相談ください。
土地家屋調査士 土地境界の専門家 お隣の土地との境界を確認したい時や建物を改築・増築したが登記が必要かどうかわからない時など、不動産に関するご相談にお応えします。	社会保険労務士 社会保険労務士は「人を大切にする」働き方改革の専門家です。企業の健全な発展と、働く人々の福祉の向上をお手伝いします。人事・労務管理、労働・社会保険、各種助成金、年金等お気軽にご相談ください。
税 理 士 税に関する専門家 私達の生活と深いかわりのある所得税、相続税、贈与税、消費税などの税金に関してのご相談にわかりやすく回答します。	弁 理 士 弁理士は「知的財産に関する専門家」です 物・方法等のアイデア、物のデザイン、商品の名前、お店の名前、著作物など、知的財産全般について、その権利の創出・取得・活用に関する様々なご相談に対応します。
司 法 書 士 司法書士はあなたの権利を護(まも)ります！ 相続、遺言、高齢者等の財産管理、借金問題、悪質商法、仕事先でのトラブル、土地や建物の登記、会社の登記、空き家問題など、身近なお困りごとについてご相談ください。	不動産鑑定士 不動産に関する良き相談役 不動産鑑定士は、土地、建物、借地権、底地などの「価格・賃料」を評価するほか、有効利用などの不動産に係わる様々な相談に応じます。
行 政 書 士 行政手続のスペシャリスト 許認可申請や法人設立、外国人雇用などビジネスに関すること、相続や遺言、各種契約など日々の暮らしに関する書類作成のこと、幅広くご相談に応じます。何でもご相談ください。	中小企業診断士 日本の企業を強くする力 事業を始めたい、フリーランスで働きたい方のご支援をしています！ 会社経営のことは何でもご相談ください。

※相談時間は30分を目安とさせていただきます。

お問い合わせ先 石川県士業団体協議会(令和6年度幹事団体:石川県行政書士会)

受付時間:平日 午前9時～午後5時 ☎076-268-9555

班回覧のお願い

令和6年8月23日

各校下・地区町会連合会 会長 様

金沢大学大学院法学研究科長
(公印省略)

金沢大学法科大学院「リーガルクリニック」
チラシの班回覧ご協力のお願い

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

本学法科大学院は、地域に根ざした法律家の養成を基本理念として、①適切かつ迅速な紛争解決を目指し、事件を分野横断的に捉えることができる法律家の養成 ②紛争予防のための調整能力を備えた、社会貢献をなしうる法律家の養成 を教育目的の2つの柱に据え、平成16年4月に設置されました。

以来、金沢地方裁判所、名古屋高等検察庁金沢支部、北陸三県の各弁護士会からの教員派遣など、北陸三県の各自治体並びに多数の機関・団体のご支援・ご協力の下、学生の教育を行っております。

さて、本学法科大学院では、学生の臨床法学実習科目である「リーガルクリニック」を実施いたします。この科目は、学生が授業として地域の皆さまを対象とした無料法律相談を開催するものですが、その際は弁護士が同席し、学生指導及び相談者の皆さまへの対応を行うことから、学生の教育のみならず、地域の皆さまの利益にもつながる公共性の高い授業であります。

つきましては、別添のチラシのとおり、市民の皆さまにお知らせしたいと存じますので、各世帯への回覧につきまして、格別のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

なお、班回覧用のチラシは、令和6年8月下旬に各校下・地区の事務局にお届けしますのでよろしくお願い申し上げます。

敬 具

【本件のお問い合わせ先】

金沢大学人間社会系事務部学生課
大学院・留学支援担当（今村）
TEL 076-264-5457

班回覧のお願い

令和 6 年 8 月 23 日

金沢市町会連合会
役員各位

一般社団法人金沢市歯科医師会
会 長 伊藤 基夫
(公印省略)

一般社団法人金沢市歯科医師会

いい歯の日お口の健康フェスティバルチラシについて班回覧ご協力の
お願い

時下、益々ご清栄の事とお慶び申し上げます。日頃より当会会務運営に多大なご尽力賜り
厚く御礼申し上げます。

金沢市歯科医師会では、「い（1）い（1）歯（8）」の日に合わせて行う歯科保健啓発活動
「いい歯の日、お口の健康フェスティバル」市民公開講座を 11 月 10 日（日）に開催致しま
す。町会連合会様の回覧板を通じ、より一層の市民広報活動を行いたいと考えております。

つきましては、誠に恐縮なことではございますが各校下・地区におけます各世帯への回覧
板でのチラシ広報にご了解いただきたく、御配慮を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

一般社団法人金沢市歯科医師会

920-0806 金沢市神宮寺 3 丁目 20 番 5 号

tel:076-251-1611 fax:076-216-8241

e-mail : kinshikai@snow.plala.or.jp

〈第1部〉金沢市歯科医師会 **市民公開講座**

金沢港 クルーズターミナル 2階セミナールーム（金沢市無量寺町リ-65）

11/10 SUN
10:00 ~ 12:00

入場無料
定員100名様
お申込み不要

若さと健康
を保つために

知っておきたい**歯周病**の知識
予防から治療まで

〈講師〉日本大学歯学部附属歯科病院 病院長

さとう しゅういち

佐藤 秀一 先生

日本歯周病学会専門医（指導医）／日本歯科保存学会専門医（指導医）／日本歯周病学会理事／
日本歯科保存学会理事／米国歯周病学会 International Member



〈第2部〉12:15 ~ 12:45 オーラルフレイル予防教室

事前予約可

※お電話またはFAXで
お申込みください。

「弱ったお口を鍛えよう!! 歯つらつ健康プログラム」

〈ふりがな〉

氏 名

（年齢

歳）

性別

TEL

〈ふりがな〉

ご 住 所

お申込みは金沢市歯科医師会まで

TEL

076-251-1611

FAX

076-216-8241

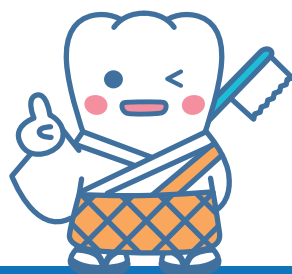
1F:CIQ エリアにて

〈同時開催〉

10:00 ~ 15:00

いい歯の日・健口フェア（石川県歯科医師会）

..... 無料歯科健診コーナー等



令和6年8月23日

各校下（地区）町会連合会会長 殿

金沢市新神田四丁目10番18号

石川県司法書士会

会 長 曾 根 裕

問合先 事務局

TEL076-291-7070, FAX076-291-4285

司法書士・税理士による相続・遺言・成年後見無料相談会等 チラシの班回覧御協力のお願い

拝啓 残暑の候、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃は当会の事業の広報に御協力いただき、誠にありがとうございます。さて、当会では「司法書士・税理士による県内一斉相続・遺言・成年後見無料相談会」を令和6年11月16日（土）に開催いたします。

つきましては、上記一斉相談会及び金沢地方法務局で継続的に開催する相続・遺言相談センターを広く市民の皆様にお知らせしたく、別紙のチラシを送付いたしますので、本チラシの班回覧をお願い申し上げます。

何卒、相談会の趣旨を御理解の上、当事業の周知に御協力くださいますようお願い申し上げます。

敬具

主催

金沢地方法務局
石川県司法書士会

予約制 相談無料

相続・遺言 相談センター

令和6年
4月1日
相続登記
義務化に
なります



相続登記

相続したので家・土地の
名義を変更したい

不動産登記推進イメージキャラクター
「トウキツネ」



法定相続情報 証明制度

預金などの
相続手続きを
スムーズにしたい



自筆証書遺言書 保管制度

遺言書を作成して
相続人間の
争いを予防したい



会場1

金沢地方法務局
石川県金沢市神田4丁目3番10号（金沢新神田郵便庁舎1階）

相談日時 毎週 火曜日
14:00～16:00

会場2

金沢地方法務局 小松支局
石川県小松市小松日1丁目1番地（小松日の郵便庁舎5階）

相談日時 毎週 火曜日
14:00～16:00

会場3

金沢地方法務局 七尾支局
石川県七尾市小島町大開地3番地7（七尾西湊合同庁舎3階）

相談日時 毎月第2・第4月曜日
14:00～16:00

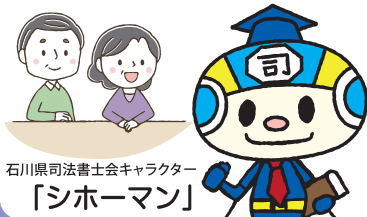
相談会ご予約は

予約フォーム
24時間受付

電話予約

TEL.076-291-7070

※相談日前日（会場3 七尾支局は前週金曜日）12:00までに石川県司法書士会HP内予約
サイトか上記電話にてご予約して下さい。《電話予約受付時間／平日 9:00～17:00》



石川県司法書士会キャラクター
「シホーマン」

相談時間

1回／30分以内

石川県司法書士会所属の
司法書士が相談に応じます

石川県司法書士会では
下記の相談も行っております

相続専門ダイヤル（相続電話相談）

遺言、相続放棄、預貯金解約、遺産分割など専門にお答えします！

TEL.076-236-2275（相談日時） 平日/10:00～16:00

へるぶねっといしかわダイヤル（司法書士 電話相談）

空き家、成年後見、多重債務、破産、離婚、養育費問題、給与未払い
などにお答えします！

TEL.076-292-8133（相談日時） 平日/10:00～16:00

無料面談 （要予約）

事前に電話で予約していただければ、司法書士
に直接会ってあなたのお悩みを相談すること
もできます。

予約専用ダイヤル TEL.076-291-7070

〈金沢地区〉毎週水曜日 18:00～20:00 〈小松・加賀・能登地区〉随時受け付け



班回覧のお願い

令和6年8月23日

各校下（地区）町会連合会 会長 様

石川県社会保険労務士会
会長 村 上 正 雄
(公印省略)

「社労士による無料相談会のお知らせ」の班回覧へのご協力をお願い

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、私共石川県社会保険労務士会では、毎年「社労士の日」（12月2日の社会保険労務士法制定の日）に合わせ、県民を対象に労働や年金等に関する無料相談会を開催しております。今年度も県内の三会場を対面での相談会場とし、また、相談専用番号での電話相談も受付いたします。

つきましては、下記の日程で開催を予定しておりますので、別添チラシにて回覧を通じ町会の皆様に周知していただきますようよろしくお願い申し上げます。

なお、チラシにつきましては、10月中に各校下・地区の事務局に送付させていただきます。

記

「社労士による無料相談会」の詳細について

1. 日 時 令和6年12月2日（月） 9：30～17：00

2. 場 所

【金沢】石川県社会保険労務士会 事務局会議室

（金沢市玉鉾2-502 TURSTY BUILDING 2階）

【小松】こまつドーム ミーティングルーム（小松市林町ほ5）

【七尾】JA能登わかば本店 2階 大会議室（七尾市矢田新町イ部6-7）

(案)



がんばろう! いしかわ

予約
不要

社会保険労務士による

無料

年金

労働

相談会

開催日時

令和6年

12/2月

午前9時30分から午後5時

障害年金で
お困りの方もぜひ!

働く人も事業主の方も
「職場でのお悩み」、「雇用についての疑問」等を
労働・年金の専門家である“社労士”に
相談してみませんか?

※秘密は厳守いたします。

- 健康保険・労災・雇用保険
- 労働条件
- 育児休業・介護休業
- 成年後見制度
- ハラスメント
- 老齢・障害・遺族各種年金



対面相談

対面による相談をご希望の方は、
当日、下記相談会会場までお越しください。

金沢会場

石川県社会保険労務士会事務局
金沢市玉鉾2丁目502番地 TRUSTY BUILDING 2階



小松会場

こまつドームミーティングルーム
小松市林町ほ5



七尾会場

JA能登わかば本店2階大会議室
七尾市矢田新町イ部6-7



電話相談

電話による相談をご希望の方は、
当日、下記番号までお電話ください。

(076)

291-5418

石川県社会保険労務士会



主催：石川県社会保険労務士会

共催：一般社団法人 社労士成年後見センター石川

後援：○○○○○○○○○○○○○○○○○○

金弁発第312号

令和6年8月23日

各校下（地区）町会連合会会長 様

金沢弁護士会

会 長 高木 利定（職印省略）

同業務対策委員会

委員長 森岡 真一（職印省略）

班回覧のお願い

拝啓

日頃から当会の活動にご理解とご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、当会では、同封のチラシ案のとおり、令和6年12月7日（土）に、北陸税理士会との共催で相続に関する無料相談会を行います。当該相談会は、例年、大変好評を得ておりますので、今年度も同様の相談会を実施したいと考えております。

つきましては、貴会において、案内のチラシを回覧いただくことについて、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。参考のため、昨年度使用したチラシを本書面に添付いたします。今年度作成する予定のチラシと、日時場所以外の内容はほとんど変わらない予定です。

ご不明な点等がございましたら、金沢弁護士会（076-221-0242 担当事務局小坂）までご連絡下さい。

敬具

相続に関する無料相談会

主 催／金沢弁護士会 共 催／北陸税理士会